

札幌高等裁判所第3民事部2係  
裁判所書記官 鈴木 賢司 様

お世話になっております。

6月7日に簡易書留にて郵送にて到達された  
「上告却下」の決定通知書にて、「抗告許可申立書及び理由書」を  
送付させていただきますので、ご受理のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、決定または告知から5日以内にての「抗告許可申立て」の提出期限  
の縛りが御座います旨、取り急ぎ、書面のみを送付させて頂きたく、  
後日、①収入印紙1,800円 及び ②予納切手3,000円 を後送させていただきますこと  
ご了承御願い申し上げます。

2025/6/9

札幌市北区北11条西3丁目2-23  
ノースタウンハウス222

高桑 広仁

令和 7 年 6 月 9 日

札幌高等裁判所 御中

抗告許可申立書		受付日付印欄
申 立 人	〒001-0011 住所 北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23 ノースタウンハウス222 氏名 高桑 広仁 印 Tel. 080(7883)9423 Fax. 011(788)5132	
相 手 方	〒 - 住所 北海道札幌市中央区北2条東1丁目1番地 北海道マツダ販売株式会社 同代表者 代表取締役 横井 隆	
上記当事者間の札幌高等裁判所 平成・令和 7年（ネオ）第17号 事件につき、 同裁判所が令和7年6月5日にした決定（令和7年6月7日に申立人に送達）は、 不服であり、最高裁判所に対し、同決定を破棄した上更に相当な裁判 を求めるため、抗告許可の申立てをする。		
原決定の表示		
1. 本件上告を却下する。 2. 上告費用は上告人の負担とする。		
抗告許可申立ての趣旨		
本件抗告を許可する。		
抗告許可申立ての理由		
別紙添付する。		

令和7年(ネオ)第17号

(上告申立審) 札幌高等裁判所 令和7年(ネオ)第17号

申立人 高桑 広仁

被抗告人 北海道マツダ販売株式会社  
代表者 代表取締役 横井 隆

## 抗告許可申立理由書

令和7年6月9日

札幌高等裁判所 御中

申立人 高桑 広仁

### 1. 事件名 損害賠償等請求事件

本件抗告許可申立ては、札幌地方裁判所に於ける原審判決、  
及び札幌高等裁判所に於ける控訴審判決の後に、  
上告申立てを行い、札幌高等裁判所に於いて下された上告棄却の決定に  
対する抗告許可申立てに附属する理由書とする。

## 2. 上告申立てに対する決定の内容

1. 本件上告を却下する。
2. 上告費用は上告人の負担とする。

## 3. 抗告許可申立ての理由

原審の補正請求内容及び控訴審請求内容に於ける弁論手続きに於いて、申立人の主張及び判断、及びそれに基づく審議に大きく影響を与える、申立人からの再三なる被抗告人に対する「証拠物としての就業規則の提示」に対し、事務手続き及び弁論に於いて、全く議論又は証拠物提出の指示の見地余地が無き、当該上告申立却下の決定に対し、下記条文を根拠とした当該抗告許可申立てに至る。

#### 4. 抗告許可申立ての根拠とした条文

##### 第246条

裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。

##### (補足1)

処分権主義とは、当事者が民事訴訟の開始、終了、および対象を自由に決定できるという原則です。つまり、訴訟を起こすか否か、誰を被告とするか、何を争うか、訴訟を終了させるか否か、などは、当事者自身が自由に決めることができます。これは、民事訴訟における当事者の主導権を認める重要な原則です。

##### (補足2)

民事訴訟法246条は、処分権主義を規定しており、裁判所は当事者が申し立てた事項についてのみ判決を下すことができます。これは、訴訟の開始、対象、範囲などを当事者が決定する原則であり、訴訟の対象を当事者の意思に委ねるものです。

以上